

平成29年第4回山田町議会臨時会会議録（第1日）							
招 集 告 示 日	平成29年 7月 5日						
招 集 年 月 日	平成29年 7月10日						
招 集 場 所	山田町役場 5階議場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成29年 7月10日午前10時00分			議 長	昆 暉雄	
	閉 会	平成29年 7月10日午前10時46分			議 長	昆 暉雄	
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 12名 欠席 1名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○	
	2			9	阿 部 吉 衛	○	
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○	
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○	
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○	
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	△	
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉 雄	○	
会 議 録 署 名 議 員	6 番 木村 洋子		7 番 尾形 英明		8 番 関 清貴		
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事務局長	福 士 雅 子		書 記	齋 藤 絢 介		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠	
	町 長	佐 藤 信 逸	○	長寿福祉課長	菊 池 ひろみ	○	
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康子ども課長	野 口 伸	○	
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○	
	技 監	山 下 真 徳	○	建築住宅課長	芳 賀 道 行	○	
	総務課長	佐々木 真 悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政 勝	○	
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	上下水道課長	後 藤 清 悦	○	
	財政課長	古 舘 隆	○	消防防災課長	小 林 達 広	○	
	復興企画課長	甲斐谷 芳 一	○	教 育 長	佐々木 茂 人	○	
	会計管理者兼 税 務 課 長	中 屋 佳 信	○	教育次長	箱 山 智 美	○	
	農林課長	川 口 徹 也	○	生涯学習課長	白 土 靖 行	○	
	水産商工課長	武 藤 嘉 宜	○				
	町民課長	昆 健 祐	○				
議 事 日 程	別 紙 の と お り						
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り						
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り						

平成29年第4回山田町議会臨時会議事日程

平成29年7月10日（月）午前10時開議

・開 会

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 仮議長の指名

日 程 第 4 議案第64号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を
求めることについて

平成29年7月10日

平成29年第4回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成29年第4回山田町議会臨時会を開会します。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

ここで去る、7月8日、10時13分ご逝去されました故田村剛一議員に対し、哀悼の誠をささげるため黙祷を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。ご起立願います。黙祷。

(黙祷)

○議長（昆 暉雄）

終わります。ご着席願います。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。遅刻届の出ている者は、13番吉川淑子さんであります。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、6番木村洋子さん、7番尾形英明君、8番関清貴君、以上3名を指名します。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第２、会期の決定をお諮りします。

会期は本日１日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第３、仮議長の指名を行います。

本会議中の仮議長に、12番山崎泰昌君を指名します。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第４、議案第64号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第64号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明いたします。

本委託協定は、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興本部と締結しているもので、平成29年第1回山田町議会定例会で議案第46号として議決をいただいたものです。

委託協定額について説明いたしますので、資料１をごらんください。

今回の変更は、国道45号周辺土地区画整理事業について変更するもので、変更前52億800万円に４億円増額し、56億800万円とするものです。

次に、変更する事業箇所について説明いたしますので、資料２をごらんください。

今回変更する事業区域を赤線を表示しております。国道45号周辺土地区画整理事業は、公共施設管理者負担金を宅地整地費に充当することとしており、事業区域内の各管理者である国及び岩手県との協議が調ったことから、公共施設管理者負担金による宅地整地費分を増額するものです。

次に、事業概要について説明いたしますので、資料３をごらんください。

赤線で囲んでいる部分が事業区域の範囲となります。今回、公共施設管理者負担金対応による宅地整地区分を黄色と水色で表示しております。黄色の区域が平成29年度から事業を実施する区域で、約3.9ヘクタール、水色の区域が30年度から事業を実施する区域で、約5.2ヘクタールとなります。黄色と水色で着色した以外の網掛け部分は別事業等によるエリアで、防潮堤整備、国道整備、区画道路整備などにより整備を進める区域となります。

次に、契約について説明いたしますので、議案本文をごらんください。

変更前の金額518億9664万7,000円に4億円増額し、522億9664万7,000円とするものです。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

当初設計の52億800万ですか。これに4億を足しての変更契約なのですが、52億800万の時の請負率というのは何%ですか。4億とぴったりというのはちょっと不思議なのですが、算定根拠を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

URとの委託協定につきましては、概算での協定締結ということになります。それぞれの事業費を積み上げて概算での委託契約という形になります。今回、4億の変更契約ということですが、これにつきましては・・・・・・

（「それも概算か」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

敷きならし締め固めに約1億、宅地の擁壁設置に約0.5億、法面整形に約0.5億、仮設費として約2億円、合計の4億円ということでの協定変更金額となります。

（「請負率は」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

請負率というよりも概算での事業費ということになります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そういう契約ってあるの。概算で契約するの。その概算という根拠は何なの。契約でそういう契約ができるの。ある程度、こうこうこういう形でこうやって幾らかかるよという契約なのでしょ。契約するの。それだったら、概算でやって一つも算定根拠がないべ。どういうあれで札入れているの。概算でやった、何で何円って札が入れられるの。ある程度の数量が決まって、こうやってこれで積算してください、これでお金は幾らかかりますかというような入札なのでしょ。何ば協定結ぶあれだった

ってさ。概算でやって、はい何ぼですよって契約やるの。おかしいべそんなの、それは契約でないべ。だから俺は、当初の金額で億になるのはいいよ。変更で4億ぴったりになるということは絶対あり得ないのだよ。計算していけば何万分の1にはあるかもしれないけど。請負率がかかってみんな1,000円、例えば1円まで出ても1,000円切りだよってやって、下の契約はみんな1,000円で切らさってっぺ。ほかの工事は1円まで出してっぺ、変更契約というのは。何でこれが4億ぴったりの。ちゃんと返答しろ。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

山田地区の復興事業に関しましては、工事期間の短縮を図るということで実施設計と工事を一括発注するという方式をとっております。ですので、協定締結時点では、概算による金額となるというのはご理解いただきたいと思います。最終的には、工事が完了した時点で、URからは決算書を提出していただきまして、その審査をした上で委託費を確定して精算を行うということになります。実際にかかった金額で精算をするということになりますので、変更協定金額がそのままURの委託料になるという部分ではないというところをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ご理解いただきたいという話で、俺は絶対ご理解しないのだけれども、要するに契約するとき何も算定根拠、要するに何をどうするかというのがわからないのに銭が出るの。これは何ぼでやるよとばっふら4億でやれよと出すの。4億の前の52億800万か、これの算定根拠はないわけだ。ただこのぐらいかかるだろうというような形の中で発注している。そんな発注の方法ってあるのかよ。ある程度叩き台があるでしょ。これはこういうふうな恰好でつくりたいですが、幾らかかりますかと見積もり入札だったらそれはそれなりにわかるけども。こっちのほうで幾らかかるのだというのをはっきりわかっていなければ銭やれないでしょ。つくれないでしょ。それが多分100%で落札したのだからどうかわからないけれども、100%で落札したならば端数がない数字になって4億と出たのかもしれないけれども、ある程度積算根拠ってあるでしょうよ。何を何ぼでやって、何を何ぼやってみ積ったならば4億になりましたよという根拠があるでしょうというの。俺はそれを聞きたいの。要するにその前に請負率的な部分で、これは何ぼで積算したけれども、おまえさんたちは何ぼでやるかというのが話し合いでしょ、それが入札でしょ。それが100%だったの。言ったとおりでとって、あとは精算だということにしているの。そんな契約ってあるのか。もう1回しゃべれ。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

協定変更の金額、4億については、URとの今回議会から議決をいただいて今後URがその金額を4億円使えることになりますので、それに基づいて、今度は業者のほうと入札をして金額を確定していくということになります。あくまでもURとの締結時点に関しては、概算での協定変更ということになります。その上で積算の根拠についてもある程度の精査はしておりまして、敷きならし締め固め約1億あるわけですけれども、平米当たり約1,000円で9.1ヘクタールで、宅地の擁壁設置に掛かりましては・・・

（「そんなのは聞いていない」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

メーター当たり6万円で800メートル、法面成形につきましては700円の250画地、100メートルで5,000万円、仮設費については、水道の切り回しとか仮設道路というような・・・

（「議長、議長」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

根拠のもとにこの4億円というのは出しております。実際、今回委託契約の変更を受けてからのCMのほうでの入札という形になりますので、実際はその契約した金額での執行という形になるということになります。実際、町で発注する請負契約等の入札に関しては金額確定しておりますので、その後の変更契約という形になれば差の変更契約によって、また積算した上での契約締結になるということです。円単位まで通常の請負契約については出てくる訳ですけれども、URとの委託契約に関しては、実際に今後協定の締結後に再度業者の入札という形になりますので、この時点では円単位までの金額は確定できないということになります。

○議長（昆 暉雄）

待ってください。

ほかにありませんか。10番。

○10番坂本 正議員

今までURとの締結の変更は何回あって、そしてその都度どういう格好で一つずつの精査はしておったのだからちょっとお尋ねします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

これまで山田地区のURとの変更契約につきましては、11回変更を行っております。その都度、変更に当たりましては、増額に関する積算根拠についてURから聞き取り調査等、精査を行った上で、その増額する金額については確定しております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

それはどういう人が精査して、わかる人がやっているのかと。私はそこを聞きたいの。わかる人はそれではどういう人が携わって精査してこれでオーケーを出しているのかと。11回もやっているのでしょ。11回やっている根拠も教えていただきたい。そこら辺を踏まえた中で、何で11回もしなければならぬのかと。当初のやつが、26年の7月ですか、これが1回目ですか。そういうことで今の2点ちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

山田地区の変更協定につきましては、これまで11回やっているわけですが、国道45号周辺地区の区画整理事業については、今回が初めての変更予定になります。これまで誰がチェックしてということになりますが、担当の課長補佐及び担当技師のほうで金額の精査をした上で、変更協定を結んでいるという形になります。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

最後になるのですかな。その補佐はこの金額に関して知識があってやっている補佐なのだから、ただめくら判を押している補佐なのだから、そこら辺はあなたが一番よく知っているはずなのですが、それにちょっと失礼ですが、技監もそれにかだっているのですか。技監もかだっているのであれば、それは国交省のほうから来て、ちゃんと偉い人だからやっていると思うのだけれどもいかがなものか。技監、そのあれにかだっているのであれば技監の意見も聞きたいと、だけれども11回もやっていると、はっきり言って国道の関係は前からこれは問題になっているところだから今出てくるのはおかしいのではないですか。これはもっと前から出ていなければいけないのですよ。今出てきているということ自体が、もう1年以上前からこの問題は出ているはずですよ。それを今の段階で設計変更というのは、だから工事が遅れるというのは、ここら辺からも来ているのではないかなと思うのですよ。何で1年以上前からわかっているのに今ごろこの設計変更が出てくるのか。ちょっとそこら辺をあとちょっと精査してこういうのは早く出してもらわなきゃいけないのですよ。だからますます遅れていくと、そういうことにつながると思う。町民はやっぱり早くやってもらいたいというふうに皆さんが思っているのだから、あなた方がちゃんとやってもらわなきゃ困るじゃないですか。そこら辺をちょっとお願いしますよ。ちょっと今の3点ぐらいで。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

委託契約の変更に関しましては、ちゃんと精査をした上で、URからどのような内容で増額するのですかということでもちゃんと精査をした上での変更金額ということになります。今回の4億円分の時期が今になったということは、これにつきましては国と県の公管金協議が長引いたということがございます。県の協定の締結が今年の3月にやっと契約できたということで、その協定の締結に基づいて今回宅地整備費として4億円を増額するというものです。これまで実施してきている部分については、現在結んでいる協定の中で事業は進めているということになります。4億円の使途ということになりますけれども、国道45号周辺地区につきましては災害危険区域ということになりますので、宅地整地費部分については、復興交付金の対象にならないということで公管金を使ってその部分を事業を進めていこうというものでございます。よろしくお願いいたします。

（「補佐は役割を全うできるのかと聞いている」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

担当補佐につきましては、その役割、どうしてこのような根拠でこの金額になるのかという部分については、ちゃんと精査した上でやっておりますので、その部分については大丈夫やって・・・

（「能力はあるわけだ」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

はい。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「技監の話も」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（山下真憲）

今の協定の件についてでございますが、担当補佐、担当係長のほうでこれまで設計の内容等については、協定の内容等については確認をしてきたということです。担当補佐は長くこの業務に従事しておられますので、その経験もあって内容を確認できる立場にあるものと思っております。あと変更の回数が重なっているということについては、大きな震災の復旧、復興ということで、同時期に高台であったり、あるいは低地部であったりまた国道であったりということで、同時に事業が進んできたという経緯もあって、設計と工事と並行してやってきたということだと思っております。なかなか1回にあるいは集約してそういう精算変更なり協定の変更ができればよいのだと思いますが、なかなかそ

れも現実的には難しいのであらうと思っております。今回の事案については、国と県の公管金の協議が延びたということで、それがようやく成立したということ踏まえての変更ということで時期が遅くなったということにつきましては、議員おっしゃるとおりだと思いますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

（「あなたが携わっているかどうか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（山下真徳）

失礼いたしました。

この設計変更の金額等の内容については、直接は担当しておりません。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

それでは、この資料 3 によりますと、仮設店舗の事業所等がある地区が平成 30 年度の実施予定範囲ということで含まれていますが、この仮設に入っている事業所等は本設のほうが決まっている事業所と解釈してよろしいでしょうか。できれば、決まっている事業者はどれぐらいあつて、決まっていない事業者はどれぐらいあるかというのを質問します。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今のご質問についてでございますが、第 1 回目の定例会のほうで議員からご質問があつた部分でお答えをしていると思いますが、現時点で再建が決定しているのが、明確に予定というのは 48 でございまして、まだ希望をするあるいはまだ検討中というの中には含まれてございますので、黄色の部分が全て決まったので今回の契約ということではないということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

そうすれば、ここに仮設の事業所を持っている方々は、今度の締結によっていつごろまでに・・・

（「議案に関係ない」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○ 8 番 関 清貴議員

私はこの事業区域の中について、ただいま提案されているので、それに対しての質問をしていますので、この議案に関係ないというのはちょっと・・・

○議長（昆 暉雄）

質問してください。

○ 8 番 関 清貴議員

この方々が30年度の実施予定範囲の中に入っているということであれば、いつごろの立ち退きを予定して進めるわけですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この資料3の図面の色分けですけれども、黄色につきましては、平成29年度から実施を予定していると、できるということではございません。水色の部分についても同じで平成30年度から実施していくということでございます。

今後、仮設商店街の部分につきましては、水産商工課と連携しながら移設元の完了を周知した上で、どの時期で移転が可能かというふうな部分については、今後事業者の方と話し合っていくということにはしてございます。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○ 8 番 関 清貴議員

そうすれば、この凡例の平成30年度実施予定範囲というのは、平成30年度からの実施予定範囲という凡例と読んでくださいというように今の答弁だと捉えるのですが、そうすれば根本的にいつまでかかるかわからないというのも今の回答ではそのように解釈できるのですが、そのようなのはまだ決まらないうちに仮設店舗をいつまでもここに置いておくという考え方でよろしいのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

仮設店舗の商店街の皆さんには、平成30年の7月までには退去してくださいよという話はしてございます。それを踏まえて、実際に再建場所となる宅地がいつできるのかということになるかと思えます。その部分に関しましては、この後全員協議会でお話ししようと思っておりますけれども、その部分も含めて実際に仮設商店街の皆様がどのような意向があるのかという部分については、今後水産商工課と協力しまして、事業者さんと個別で当たっていかうという話にはなっております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

7番、質問があるのであれば許します。

7番。1点だけでございますので、要点を確かめて質問してください。

○7番尾形英明議員

せっかくですので、再質問みたいな形でさせていただきます。

私、ずっとこう11回も変更やっている部分の中で、結局委託契約の部分についての変更後のやつは1,000円止めぐらいで精算している部分なのですが、今回の分が億止めでやっているというのが不思議でならなかったのて請負率を聞いたかったの。請負率というのは出てこないのですか。それだけ聞ければいい。

○議長（昆 暉雄）

今度で終わりですので、わかるように答弁願います。

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

請負率については、まだこの整地工事の業者が決まっておりませんので、実際には事業費にかかる平米当たりいくらということで概算で出しているということでございます。

（「当初のやつを聞いている」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

何も言わないと思ったが、答弁がおかしいのでちょっと聞きますけれども、今の請負率は今回の場合は業者が決まっていなくて概算で当初52億円でやったときの請負率が出てくるでしょうということなのですよ。その請負率はどうなっていますかというのが皆さんが問いかけている部分であって、それから11回の変更をしていますけれども、であれば11回の事業費で個々それぞれに契約しているはずなのですよ。それらの請負率も出てくるでしょうということで、それに対しての変更があつてしかるべきではないかなと思うのですよ。ですから、それらをちゃんとわかるように説明してほしいということです。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

執行部のほうで協議しますので、10時45分まで休憩をいたします。

午前 10 時 34 分休憩

午前 10 時 45 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

質問者並びに答弁者に申し上げます。マイクを活用してください。録音ができないようなので、よろしくをお願いします。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

請負率の関係でございますが、山田地区の復興事業に関しましては、工期の短縮を図るという意味合いから実施設計と工事を一括発注するという方式をとっております。ですので、URとの協定締結時点におきましては、協定という意味合いでございますので、請負率は出てこない。実際、URとの協定が確定した時点でその後に工事業者に入札をかけるということですので、その時点では請負率が出てくるという形になりますので、その部分についてはご理解をいただきたいと思います。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

11番いいですか。

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第64号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。

午前 10 時 46 分閉会